

いきいきぷらちな倶楽部カード

特 約

トヨタファイナンス株式会社

— 会員特約 —

第1条（本特約に定めるカード）

1. 本特約に定めるカードの名称は、いきいきぷらちな倶楽部カード（以下「本カード」という）といたします。
2. 本カードは、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）、トヨタと当社を併せて「両社」という）が提携し、発行するトヨタティーエスキュービックカードとします。

第2条（本カードの会員）

1. 本カードの会員（以下「会員」という）となるのは、当社が適格と判断して認めた方とします。
2. 本カードにおける会員の区分は、すべてゴールド会員となります。

第3条（本カードの貸与）

当社は、会員に対し、当社所定の本カードを発行・貸与し、その管理等をおこないます。なお、カードの所有権は当社に帰属します。

第4条（退会）

会員が本カードの退会を希望する場合は、当社に対し退会の旨を申し出て所定の手続きを行う方法によるものとします。

第5条（本特約に定めのない事項等）

1. 本特約に定めのない事項については、トヨタティーエスキュービックカード会員規約とこれに付帯する諸特約・諸規定が適用されるものとします。
2. 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該改定を承認したものとみなします。